

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 7 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 15 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年1月まで
② 昭和55年10月から同年12月まで

私が結婚した昭和53年10月に、夫が勤めていた会社で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、その会社で夫の給料からの天引きにより納付していた。

申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、結婚した昭和53年10月に夫が勤めていた会社で、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を給料からの天引きにより納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、申立人が国民年金の任意加入手続きを行い、被保険者資格を取得した日から54年2月と確認できることから、当該期間の保険料を納付することは可能であった。

また、申立期間②の前後の期間の申立人の国民年金保険料は納付済みとなっており、当該期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の当該期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間②を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、任意加入している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、当該期間は3か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、結婚した昭和 53 年 10 月に夫が勤めていた会社で、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を給料からの天引きにより納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、上述のとおり 54 年 2 月と確認できることから、当該期間は国民年金の任意の未加入期間で保険料を納付することができない期間である上、申立人は、当該期間から加入手続時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人の特殊台帳には、昭和 54 年 1 月の欄に「納付不要」の印が確認できることから、申立期間①は未加入期間であったことが推認できる上、申立人が所持している年金手帳でも、当該期間は未加入期間であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6547

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月

私は、昭和 53 年 6 月に会社を退職し自営業となったため、当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行い、55 年 1 月まで加入していた。加入手続後の国民年金保険料は、基本的に銀行で納付してきたが、申立期間の保険料については、再就職による手続のために区役所に行った際に、窓口で納付した記憶がある。私は、当該期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 6 月の厚生年金保険から国民年金への切替について、その手続を適切に行っており、申立期間を除き、その切替手続後の国民年金保険料を全て現年度納付により適切に納付していることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、再就職による手続のために区役所に行った際に、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張については、申立人の所持する年金手帳によると、昭和 55 年 2 月の厚生年金保険適用事業所に再就職した当時に、国民年金に係る手続等が行われた形跡がうかがえ、その時点において申立期間は現年度であるため、区役所で当該期間の保険料を納付することができ、申立内容に不自然な点は認められない上、その際、窓口の担当職員に将来の年金受給額についての質問をし、その説明を受けたとしていることについて、具体的に述べており、申立内容には信^{びよう}憑性が感じられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月

私は、昭和 52 年 4 月に市役所で、妻と同時に国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、納付金額の記憶は無いが、納付書により金融機関で妻の保険料と一緒に数箇月分ごとに納付していたにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月にその妻と同時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、妻の保険料と一緒に金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、妻の申立期間の保険料は納付済みとなっている上、夫婦の納付行動はオンライン記録から、納付日が確認できる平成 4 年 4 月から 20 年 7 月まで同一日であることが確認できることから、申立内容に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料に未納は無く、保険料を平成 13 年度から現在に至るまで 10 年近くにわたり前納していることが確認できることから、保険料の納付意識は高いと認められる上、申立期間は 1 か月と短期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、国民年金保険料の収納サイクルが 2 か月ごとであることが確認できることから、申立期間の 1 か月のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和23年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、21年4月から同年12月までは120円、22年1月から同年5月までは450円、同年6月から23年3月までは400円、同年4月は500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月15日から23年5月1日まで

私は、高校を卒業した昭和15年4月にA社に入社し、51年7月15日まで、一貫して同社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

A社を退職した際に会社から交付された社員台帳を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社作成の社員台帳及びC社保管の人事カードから、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の供述内容、同僚の証言及び上記人事カードの記載内容から、申立人は、申立期間において、A社B支店から同社D事業所に出向し、給与は同社B支店から支給されていたものと推認できる。

さらに、C社は、「申立人は、申立期間において、A社の正社員であり、給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記社員台帳及び人事カードから、昭和 21 年 4 月から同年 12 月までは 120 円、22 年 1 月から同年 5 月までは 450 円、同年 6 月から 23 年 3 月までは 400 円、同年 4 月は 500 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 53 年 6 月 1 日から 54 年 1 月 16 日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格取得日に係る記録を 53 年 6 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 54 年 1 月 16 日とし、当該期間の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 17 日から 54 年 1 月 16 日まで
私は、昭和 53 年 4 月 17 日から 57 年 11 月 1 日までの期間において、A 社に勤務していたが、賃金職員として勤務していた申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人の人事記録の写し及び同社の回答から、申立人は、申立期間において非常勤の C 職として、A 社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間内に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚 12 名を抽出し、調査した結果、9 名から回答があり、このうち申立人と同じ C 職であった 2 名から「B 社では本採用（国家公務員）になるまでの間は厚生年金保険に加入させていた。」と証言していることに加え、申立期間当時、申立人と同様に非常勤職員として採用され一定期間経過後、正職員となった C 職 7 名の厚生年金保険の加入状況を見ると、6 名は非常勤職員として採用後、1、2 か月以内に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、このうち、申立人と一緒に面接を受け、申立人と同日（昭和 53 年 4 月 17 日）に採用されたとする C 職の者は同年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険

者資格を取得している。

さらに、B社では、「当時の関係資料は無いが、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出を行い、当該期間の保険料を控除していたはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 6 月 1 日から 54 年 1 月 16 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 53 年 6 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、申立人の人事記録及び申立人と同職種の C 職の者 2 名からの勤務日数等に係る回答から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる資料は無いが納付したと思われる旨回答しているが、当該期間における A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る当該被保険者原票の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 53 年 6 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月 17 日から同年 6 月 1 日までの期間については、上述のとおり、申立人と同様に非常勤職員として採用された複数の者は、採用の 1、2 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、申立人と一緒に面接を受け、申立人と同日（同年 4 月 17 日）に採用された同僚 C 職の者も当該期間においては厚生年金保険の被保険者となっていない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年2月から同年9月までは36万円、同年10月から5年1月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年2月26日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給料額に比べ低額なので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年9月までは36万円、同年10月から5年1月までは38万円と記録されていたところ、同年2月1日付けで、遡及して8万円に減額訂正されている上、18名についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

また、事業主は、当時、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所からの提案を受け、従業員の標準報酬月額を引き下げることが承諾した旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年2月から同年9月までは36万円、同年10月から5年1月までは38万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月1日から24年4月1日まで
② 昭和24年4月1日から25年12月1日まで
③ 昭和25年12月1日から26年7月1日まで
④ 昭和26年7月1日から29年6月1日まで
⑤ 昭和29年6月1日から30年4月12日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社、B社、C社及びD社に勤務していた期間については脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無い。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間に係る最終事業所であるD社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和31年9月22日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間①から⑤までに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間②から④までに係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は、変更処理がなされていないほか、申立人の申立期間①に係る同払出簿での氏名は、昭和60年12月9日まで変更処理がなされておらず、申立期間に係る脱退手当金は31年9月22日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、30年9月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え

難い。

さらに、異なる被保険者記号番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、当該記号番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立人の申立期間①及び⑤は同一番号、申立期間②、③及び④はそれぞれ異なる番号で管理されていたところ、申立期間②及び④は申立期間①に重複整理されているものの、申立期間③に係る記号番号については、重複整理が行われていない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている脱退手当金の支給額は、同台帳に記載されている標準報酬月額を基に算出した法定支給額とは約 800 円相違しているほか、同台帳及び申立期間①、⑤に係る上記被保険者名簿並びに申立期間①に係る申立人の被保険者記号番号払出簿には誤った姓で記載されており、申立人に対する脱退手当金の支給に係る事務処理が適正になされたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 7543（事案 4851 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 1 日から 39 年 8 月 15 日まで
母が行った前回の申立てでは、脱退手当金を受給していないことを認められなかった。しかし、脱退手当金を受給したとされる時期は、A 社に勤務しており、受給するはずがない。

脱退手当金について、新しい回復基準が示されたことを知ったので、再度調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 11 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たに連絡の取れた複数の同僚は、「申立人の退職時期は分からないが、申立人は昭和 39 年 12 月以降も継続して勤務していた。」と証言していることから、申立人は、オンライン記録において脱退手当金が支給されたとされる時期（昭和 39 年 12 月 11 日）においても A 社に勤務していたことが推認できるため、申立人が当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

また、上記被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年

金保険被保険者資格喪失日の前後5年以内に資格を喪失し、A社において脱退手当金の受給要件を満たしている者22名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め6名に脱退手当金の支給記録があるが、資格喪失日から支給日までの期間は、4か月以内は2名、10か月は1名、1年以上は3名となっており、事業主による代理請求がなされたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前のB社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求期間となっているが、申立人が同社に入社した経緯は、唯一の働き手であった夫の死亡によりやむなく働きだしたためであり、申立人がその期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月1日から同年11月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を同年4月から同年9月までは14万2,000円、同年10月は15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から同年11月30日まで

② 平成4年11月30日から同年12月中旬頃まで

私は、平成4年4月1日から同年12月中旬頃までA社に勤務していた。しかし、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額は、実際の給与額より低く記録されている。また、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年4月から同年9月までは14万2,000円、同年10月は15万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年11月30日）より後の5年4月7日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元役員は、「当時、同社の経営状態は悪く、会社は社会保険料を滞納していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年4月から同年9月まで

は14万2,000円、同年10月は15万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は当該期間においてもA社に継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険被保険者加入記録では、A社における同資格の喪失日は、平成4年11月11日となっている。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、元社員に対する文書照会で、申立人がA社に勤務していたことを記憶していた複数の元社員は、「勤務期間までは分からない。」と供述している。

このほか、申立人は、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月26日から同年10月1日まで

私がA社（現在は、C社）B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が大幅に減額されている。給与明細書があり、給与が減額されていないことは確かなため、調査の上、厚生年金保険の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社本社における標準報酬月額は、昭和39年4月から40年2月までは1万8,000円と記録されているが、同社B工場における資格取得時である同年3月から同年9月までの標準報酬月額は1万2,000円と記録されている。

しかし、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の昭和40年3月26日の資格取得時の標準報酬月額は、1万8,000円で決定していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額（1万8,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、短大卒業後、平成3年4月に就職したが、就職先で厚生年金保険に加入できなかったため、国民年金に加入することにした。転居してきたばかりだったので、母親とともに区役所に行き、国民年金の加入を行った。申立期間の国民年金保険料については、私の母親が、区役所から送られてきた納付書により、毎月定期的に、郵便局や金融機関で納付してくれていたはずである。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月に区役所で、その母親とともに国民年金の加入を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び同手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、4年3月頃と推認され、申立人が述べる国民年金の加入手続の時期と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される平成4年3月の時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには、その大半は、遡って納付するほかないが、申立人及びその母親は、毎月定期的に保険料を納付していたと述べるのみであり、保険料をまとめて納付したり、遡って納付したりした記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間の始期から国民年金手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、年金手帳に記載された国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄に、平成3年4月1日の日付が書かれているため、その当時には国民年金に加入しており、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであるとしているが、国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続時期、保険料の納付の有無にかかわらず強制加入期間の初日まで遡ることから、加入手続時期や保険料納付の始期を特定するものではない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年6月までの期間、同年11月から同年12月までの期間及び60年2月から61年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年6月まで
② 昭和59年11月から同年12月まで
③ 昭和60年2月から61年12月まで

私は、昭和61年12月又は62年1月頃、それまで国民年金保険料を納付していなかった期間について、一括で納付するための納付書が送られてきたので、母親に相談の上、すぐに、自宅近くの郵便局で一括して納付した。一括納付した保険料の金額は、20万円程度だったと記憶している。私は、私の所持する年金手帳の国民年金の記録欄に、申立期間①、②及び③の日付とともに、当該期間当時居住していた区の印が押されており、保険料が未納の状況で区の印が押されるとは思えないことから、当該期間の保険料を納付した記憶に間違いが無いものと確信しているにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を、送られてきた納付書で納付したと述べているが、その納付書の枚数や記載された納付期間などを憶^{おぼ}えていないなど、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和61年12月又は62年1月頃、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を一括して納付し、その金額は20万円ぐらいだったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続は、62年11月から63年1月までの期間に行われたと推認され、同手続時点においては、申立期間①、②及び申立期間③の一部は、時効により納付することができな

い期間である上、申立期間のうち、同手続時点において納付することが可能な 60 年 10 月から 61 年 12 月までの保険料を一括で納付したとすると、その金額は、申立人が納付したとする金額とは相違する。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄に、申立期間の日付とともに、当該期間当時居住していた区の印が押されていることから、同日付及び同印が当該期間の国民年金保険料を納付した記録であると述べているが、同手帳の同欄の日付及び区役所の印は、加入手続時期及び保険料の納付の有無に関係なく、強制加入期間の初日まで遡及し、強制加入被保険者として加入すべき期間が記載されたもの及びそれを確認した旨の印であることから、当該期間の保険料の納付の始期及び終期を特定するものではない。

その上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6551

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 52 年 3 月まで

私は、長男であり、両親も国民年金に加入していたことから、20 歳の頃に国民年金に加入し、国民年金保険料は、納付書が郵送されてきたので、それを持って金融機関に行き、納付した。また、昭和 46 年に設立の会社から給与も得ていたため、年末調整も行っており、会社に保管してある源泉徴収簿と保険料控除申告書で保険料を納付していることを確認してほしい。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は 20 歳の頃に国民年金に加入したと主張しているが、申立人が国民年金に加入したのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日などから、昭和 52 年 7 月以降であることが推認でき、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、20 歳になった昭和 45 年*月から、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が居住していた市において納付書による保険料の収納が行われたのは昭和 49 年度からであり、申立人の主張する方法では申立期間の過半の期間の保険料は納付することができない。

さらに、申立人は年金手帳について、現在所持しているのはオレンジ色の手帳 1 冊のみでほかに手帳を所持していないとしているが、その手帳は昭和 49 年 11 月以降に発行されたものであることから、申立人が同年同月より前に国民年金に加入していたとは考え難い。

加えて、申立人が提供した源泉徴収簿及び保険料控除申告書には申立人の国民年金保険料についての記載が無いこと等、申立期間の保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6552

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

私が 22 歳の頃に、父親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付していたと聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が結婚するまで国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続き等を行ったとするその父親は当該期間当時の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、22 歳になった昭和 55 年頃に、その父親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日等から 61 年 5 月と推認でき、申立内容と一致しない上、加入手続き時点まで申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から国民年金の加入手続きを行ったと推認される時期まで同一市内に居住していることから、別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から平成元年 3 月まで

昭和 63 年頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、20 歳まで遡って国民年金保険料を納付した。私は、時期は定かではないが、少したった頃にその旨を母親から聞き、年金手帳を渡された。当時、遡って納付した保険料の領収書について母親に確認したところ、「領収書はもらっていないけど、国がやっていることだから大丈夫でしょ。」と言っていたことを記憶している。加入手続を行った場所及び保険料を納付した場所については、私は聞いた記憶が無く、母親も憶えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年頃、その母親が国民年金の加入手続を行い、20 歳まで遡って国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の納付記録から、平成元年 10 月頃に行われたと推認され、その時点において、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない上、申立人の主張どおり、昭和 63 年頃に加入手続を行ったとしても、時効により 20 歳まで遡って保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる平成元年 10 月の時点では、昭和 62 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、過年度納付することができるものの、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親が具体的にどの期間の保険料を遡って納付したか等の詳細は不明であると述べている上、加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親から証言を得られないため、申立期間

の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月

私が初めて勤めた会社を退職した昭和39年2月に母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納めたことを母親から聞いているが、具体的な納付方法、納付金額については分からない。

国民年金手帳は、母親が保管しておりその後の引っ越しで所在が分からなくなったが、母親から国民年金保険料を納めたことをしっかり聞いており、また、年金事務所から送られた「被保険者記録照会回答票」には申立期間の加入月数が「1」とあることから、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年2月に、その母親が、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとしているその母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時の住所地で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、当該期間当時居住していた市で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらず、申立人が所持する年金手帳から、申立人が初めて行った国民年金の加入手続きは転居後の現在の住所地で行われ、その時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、平成8年1月から同年4月までの間と推認でき、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、年金事務所から送られてきた「被保険者記録照会回答票」に申立期間である昭和 39 年 2 月の加入月数が「1」とあることから、申立期間の国民年金保険料を納付したことの証拠であると述べているが、当該加入月数「1」は、上記国民年金の加入手続により強制加入期間の初日まで遡って被保険者資格を取得したことにより生じたものであって、保険料納付済期間を示すものではない上、オンライン記録の申立人に係る国民年金の資格取得日は、国民年金の加入手続日を特定するものではなく、申立期間の保険料を納付していたことを示すものでもない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から48年11月まで

私は、満20歳に到達した昭和43年*月に、母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、当時国民年金に加入していた両親と私の3人分の保険料を母親が納付していたにもかかわらず、申立期間について、両親は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和43年*月に申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市が保管している「国民年金手帳交付簿」により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月9日にその妻と連番で付与されていることが確認できる上、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続き時期は、同年同月であったと推認され、加入手続き時期について、申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認される昭和49年1月の時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立期間の

前後を通じて、同一市内に居住していた申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 38 年 9 月まで

私が 20 歳になった時に、当時の勤務先の雇用主から、「大切なことだから」と国民年金加入を勧められ、その後、「国民年金に入ったよ。」と聞いた。雇用主が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。どのように、いくら納付したかは聞いていないし、領収書や給与明細書も無いが、雇用主は真面目で立派な人だったので、申立期間について、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったことを契機に、当時の勤務先の雇用主が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその雇用主は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 38 年 8 月下旬から同年 9 月上旬までの間と推認でき、申立人の主張する時期と一致しない上、申立人は、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に住居しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の「資格取得日」に、昭和 37 年*月*日と記載されていることを根拠に、同年同月から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、この国民年金の資格取得日は、保険

料の納付の有無にかかわらず、国民年金の強制加入期間の初日まで遡ることから、保険料納付の開始時期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、領収書、給与明細書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6557

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 63 年 9 月まで

昭和 63 年 10 月頃、父親から、私の国民年金の加入手続を、妹の加入手続と一緒に区役所で行い、同月中に 59 年 4 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料を同区役所で、現金で一括納付したと言われたことを憶えている。同じ頃、妹についても、父親が、20 歳からの保険料を現金で一括納付したと聞いている。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べている。しかし、申立人自身は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付したとするその父親は既に他界していることに加え、保険料の納付に同行したとするその母親も、納付時期及び納付金額を憶えていないなど、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、その父親が昭和 63 年 10 月頃、申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日、申立人の国民年金被保険者名簿の異動年月日の記載等から、申立人の国民年金の加入手続は、平成 2 年 4 月頃に行われたと推認され、申立内容と一致しないほか、国民年金の加入手続の際に交付されたとする年金手帳には、「平成」の文字が印字されていることから、平成元年以降に作成されたと推認される上、同手帳を保管するために使用している、申立人が申立期間当時居住していた区の区役所の封筒には、「平成 2 年 5 月」の記載が確認できる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される平成2年4月頃の時点において、申立期間の大半の国民年金保険料は時効により納付することができない。このため、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から申立人の手帳記号番号の払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。ちなみに、申立人が、自身の国民年金の加入手続時期と主張する昭和63年10月頃の時点においても、申立期間の過半の保険料は同様の理由により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から58年3月までの期間及び59年1月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から58年3月まで
② 昭和59年1月から60年3月まで

私は、昭和50年の夏に、国民年金の加入手続を行い、遡って9か月分か10か月分の国民年金保険料を納付した。

国民年金の加入手続直後の国民年金保険料は納付書により現金で納めたが、すぐに口座振替に変えて、現在に至るまで継続して納付しているので、申立期間が未納とされているのも不自然である。

母親から国民年金に入っておかないと将来困るからと、何度も言われたことから国民年金の加入手続を行ったので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和50年の夏に国民年金の加入手続を行い、会社を辞めた直後の49年10月からの9か月分か10か月分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、60年4月に国民年金の加入手続が行われたと推認でき、その時点において申立期間①は未加入期間であり、当該期間は時効により遡って保険料を納付することができない期間であることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金記号番号の欄には、A年金事務所で交付されたことが確認できるゴム印が押されているが、同年金事務所は、申立人の主張する加入手続時期には存在しない。

さらに、申立人は、国民年金に加入してからしばらくは、その母親が、申

立人の国民年金保険料を納付してくれたと思うと主張しているが、申立人の保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、申立期間①当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続を行った後、すぐに口座振替による納付に切り替え、現在に至るまで継続して納付してきたので、加入手続後に未納期間があるのは不自然であり納得できないと主張している。しかしながら、当該期間直前の期間の国民年金保険料の納付記録は、上記加入手続後の時効成立直前に3回に分けて行われた過年度納付によると確認できることから申立人の主張と一致しない上、保険料の納付は、納付書による納付も含めて、申立人の家に来ていた取引先の銀行員が行ってくれていたはずだと述べているが、この時期に取引先銀行を変更しており、納付環境の変化について、申立人の記憶は明確ではない。

その上、申立期間①及び②ともに、申立人が国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、所持している年金手帳は1冊だけであると述べており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になった頃、国民年金保険料を集金していた女性からの勧めで、母親が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたと記憶している。

母親が納付してくれたはずの申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の加入手続は昭和 61 年 10 月 9 日に行われたと確認でき、その時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間の保険料を過年度納付したという事情も確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人の手帳記号番号は昭和 61 年 11 月 7 日に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6560

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 60 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 57 年*月頃に、私の母親が、私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、毎月、母親が両親の国民年金保険料と一緒に、納付していた。

申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 57 年*月頃に、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から申立期間当時の状況について直接聴取できないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 60 年 6 月と推認でき、申立人が主張する国民年金の加入手続の時期と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和 60 年 6 月の時点において、申立期間のうち、57 年 5 月から 58 年 3 月までは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人の母親が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわ

せる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当時、私の父親が私の将来のことを考え、区役所で私の国民年金の加入手続を行い、自宅を訪ねてきていた国民年金の集金人に、国民年金保険料を納付していると聞いている。私は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、父親も既に他界しているため詳細は分からない。

ねんきん特別便において、私の国民年金の加入月数は 143 か月と記入されており、その加入月数は、昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを示しているにもかかわらず、別の行に 95 か月と記入され、4 年間の納付記録が消されている。

国会議員が言っているように、区役所の年金局から厚生省の年金局に記録が移行される段階で何らかの不正があり、記録が消されたと思うので、消えた年金記録を探してほしい。

それとは別に、時期は定かではないが、区役所の職員から、「老齢年金の受給資格を得るためには、あと 1 年分の国民年金保険料を納付する必要がある。」と言われ、特例納付制度により 2 年分の保険料をまとめて納付し、合計 26 年（312 か月）の保険料納付済月数となるようにしたにもかかわらず、ねんきん特別便に、その特例納付した記録がどこにも記載されていない。別枠に特例納付月数 24 か月と記載すべきだと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人自身は直接関与しておらず、国民年金の加入手続等を行ったとするその父

親は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月頃、その父親が国民年金の加入手続きを行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、42 年 9 月に、当時、国民年金の未加入者を対象に行われていた職権適用分の番号として夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、その父親が 36 年 4 月頃、国民年金の加入手続きを行ったとする申立内容と一致しない。このことから、申立人が述べるように、同年同月からの保険料を当該期間当時に納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、ねんきん特別便において、国民年金の加入月数が 143 か月と記載されており、その加入月数は、昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを示していると述べているが、国民年金の加入月数は、保険料の納付月数を示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6562

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から11年2月まで

私は、平成6年3月に会社を退職し、国民年金の加入月数が少ないため、すぐに国民年金の任意加入の手続を行い、国民年金保険料の割引料のことを知っていたので、金融機関名の特定はできないものの、金融機関の窓口で毎年、保険料を前納によりまとめて納付した。若い頃から病気を患っていたため、年金のことは常に考えており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、金融機関名の特定はできないものの、金融機関の窓口で毎年、保険料を前納によりまとめて納付したと述べているが、申立人は、当該期間を通じて同一市内に居住し続けており、当該期間は4年度に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

また、申立人が平成6年4月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、当該期間の大半は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間でもあることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6563

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から55年12月まで

私は、昭和48年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年3月に結婚した後、同年4月頃から区役所の出張所で国民年金保険料を納付した。

その後、転居を繰り返したが各区役所及び郵便局から国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が国民年金の未加入期間とされているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月頃から区役所の出張所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び誰が加入手続を行ったかについての記憶が曖昧であり国民年金の加入状況が不明である上、申立人が所持する年金手帳によると、申立人は56年1月14日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得しており、また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人に係る国民年金の資格取得日は同年同月と確認できる上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者の妻で、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、任意加入の場合、申立人が国民年金に加入した昭和56年1月より前に遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできず、任意の未加入期間である申立期間の国民年金保険料を遡って納付することもできない。

加えて、申立人が昭和48年4月頃から国民年金保険料を納付したと主張し

ている区役所の出張所における保険料徴収業務は、53 年 4 月から開始されたことが確認できることから、申立人の主張とは相違している。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 26 日から同年 3 月 26 日まで
② 昭和 38 年 4 月 26 日から同年 9 月 20 日まで

私は、申立期間①においてA社に勤務したが、厚生年金保険の記録によると、昭和 38 年 4 月 1 日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 6 月 13 日に同資格を喪失したことであり、私の記憶と相違している。

また、B社には、昭和 38 年 4 月 26 日から平成 16 年 3 月 31 日までの期間において勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、昭和 38 年 9 月 20 日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成 16 年 4 月 1 日に同資格を喪失したことであり、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社には昭和 38 年 1 月 26 日から同年 3 月 25 日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同社に係る被保険者期間が同年 4 月 1 日から同年 6 月 13 日までの期間となっており、自身の記憶する期間と相違するので記録を訂正してほしいと述べている。

しかし、A社は、「当社が保管する労働者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、当時から在籍している社員に対する聞き取り調査によっても、申立人を記憶している社員がいなかった。」と回答している。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者のうち1名は、「申立人と同じ部署で1か月ぐらい一緒に仕事をした記憶があるが、その時期がいつで

あったかは分からない。」と供述している。

さらに、申立期間当時、A社に係る厚生年金保険被保険者記録があり、かつ、連絡先が判明した元社員 15 名に照会したところ、回答のあった 10 名のうち、2 名は申立人を覚えていると回答しているものの、1 名は、「私は、昭和 36 年 4 月に A 社に入社したが、申立人は、2 年か 3 年後に入社してきたと思う。」と供述しているなど、当該期間において、申立人が同社に勤務していたことをうかがえる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 38 年 4 月 26 日から B 社に勤務していたと述べている。

しかし、B 社から提出された平成 16 年分「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」によると、申立人の同社における勤続期間は、昭和 38 年 9 月 20 日から平成 16 年 3 月 31 日までであることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 38 年 9 月 20 日と記載されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致する。

さらに、雇用保険の記録において、申立人は、昭和 38 年 7 月 4 日に B 社に係る雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、同社は、「当社は、試用期間経過後に正社員とする取扱いであった。」と回答しており、同社の元経理担当者は、「当時は、従業員を入社と同時に雇用保険に加入させていたが、厚生年金保険については、試用期間経過後に加入させる取扱いであった。」と述べている上、複数の元社員も、自身の厚生年金保険の加入時期については、試用期間経過後であった旨供述している。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月26日から21年2月1日まで

父の厚生年金保険被保険者記録照会回答票を確認したところ、昭和13年にA社B事業所（現在は、C社）にD職として入社し、49年まで同社系列の会社に継続して勤務していたにもかかわらず、終戦直後の申立期間の記録が無い。申立期間は、同社がE社と改称した頃の期間であるが、戦時中は、軍需工場として事実上国営化された同社で勤務し、一般の会社で勤務した社員と異なり、国のために働いてきたので、記録が無いのは納得できない。当時の実情をよく調査し、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長男は、申立人はA社B事業所及び同社系列のE社に継続して勤務していたので、申立期間の被保険者記録が無いのは納得できないと主張している。

しかし、A社B事業所において昭和20年8月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、E社において21年2月1日に資格取得している4名の同僚は、「終戦直後、A社B事業所は解散し、従業員は解雇された。申立期間は、仕事をしていない。数箇月後に、同社の上司と思われる人から声を掛けられて、E社に勤務した。」と供述している上、当時のA社B事業所の経理担当者も「終戦直後、同社は解散し、現場で勤務していた従業員は解雇された。」と供述している。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の表紙に

は、昭和 20 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている記録が確認でき、同名簿には同日より後に被保険者資格を喪失している者の記録は確認できない。

さらに、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和 21 年 2 月 1 日に資格を取得している者が 444 名いることが確認できる。

加えて、上記の同僚 4 名は、「申立期間は解雇されていた期間であり、給与の支払は無く、私の年金記録も空白になっている。」と供述している上、A 社 B 事業所及び E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から 12 名を抽出し、厚生年金保険被保険者台帳において被保険者資格の得喪を調査したところ、いずれの者も A 社 B 事業所において昭和 20 年 8 月 26 日に資格喪失し、E 社において 21 年 2 月 1 日以降順次資格取得していることが確認できる。

また、C 社は、当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社 B 事業所及び E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者記録は、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録と一致しており、このほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月から22年12月5日まで

私は、昭和20年8月から継続してA社に勤務し、B県でC業務を行っていたにもかかわらず、申立期間の年金記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社の社員としてB県でC業務に携わっていたと主張している。

しかしながら、申立期間当時、A社において被保険者となっている複数の同僚は、「同社はD業務を行う会社であり、昭和20年の終戦から21年までは、B県においてD業務を行っていた。申立人が主張するような業務を同社が行っていたことは無い。」と供述している上、申立人を記憶している者がいないことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認することができない。

また、昭和22年12月1日にA社において被保険者資格を取得している同僚は、「私も含め、多くの同僚は、記録されている厚生年金保険の被保険者資格取得日より前から同社に勤務していた。」と供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している同僚7名について入社日と被保険者資格取得日を調査したところ、3名は入社日と資格取得日は同日であるものの、そのほかの3名は入社日から8か月後に、1名は入社日から1年8か月後に被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先は不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7549（事案 6929 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A 社 B 事業所及び同社 C 事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払を受けた給与額よりも低額になっている。給与の支払金額が多いと厚生年金保険標準報酬月額も高くなると聞いているので、再度、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録について、申立人は、A 社から実際に支払を受けていた給与額よりも低額になっていると主張しているものの、申立人から提出された昭和 44 年 1 月分から 59 年 3 月分までの給与明細書を、当委員会で検証したところ、当該期間において、事業主が源泉控除したと推認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致、又は低額となっていることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 9 月 28 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立人作成の社会保険料控除額一覧表（昭和 44 年 1 月から 55 年 1 月までは、健康保険料との合算額）を提出しているが、当該一覧表に記載された厚生年金保険料額は、前回提出済みの給与明細書に記載された保険料控除額と同額であることが確認でき、これは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 19 日から 31 年 8 月 4 日まで
② 昭和 31 年 9 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 1 月 5 日から 37 年 9 月 21 日まで

平成 23 年 8 月、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間に係る A 社 B 事業所、C 社 D 事業所及び E 社に勤務していた期間が脱退手当金として支給されていることを初めて知った。年金記録によると、同社を退職した日から約 4 か月後に脱退手当金が支給されたことになっているが、私には受給した記憶が無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所となる E 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 37 年 9 月 21 日）の前後 5 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 7 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、6 名に支給記録があり、うち 5 名が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されているほか、申立人と同様に資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されている女性が、「申立期間当時、会社には退職金制度が無いため、会社は脱退手当金を退職金代わりとして扱っており、脱退手当金の受給資格を持つ女性社員が退職する際、会社は脱退手当金について説明を行い、担当者に請求手続を指示していた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたこ

とを示す「脱 38. 1」の表示が記されているとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した「回答 37. 11. 12」の記載が見られるほか、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年2月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。